

佐野市監査委員告示第7号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和6年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年7月10日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 監査箇所

こども福祉部（たぬま保育園）

第2 監査期間

令和6年5月17日から同年7月10日まで

第3 監査の結果

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。